

## 簡易合併公告

平成 29 年 8 月 30 日

株主および債権者 各位

静岡県富士市中央町二丁目 12 番 12 号  
株式会社エンチャー  
代表取締役 遠藤 健夫

当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社ブロス（本店所在地 静岡県富士市中央町二丁目 12 番 12 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

つきましては、当社は株式会社ブロスの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ブロスは解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、当社は株式会社ブロスの全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨お申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨お申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

(株式会社ブロス)

平成 29 年 6 月 30 日付官報 64 頁（号外第 141 号）

以上